



大同火災海上保険株式会社（以下「弊社」といいます。）では、2024年10月1日以降保険始期のご契約より、以下のとおり住宅向けの火災保険「DAY-GO! すまいの保険」の改定を実施することといたしましたので、ご案内申し上げます。改定につきまして、何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。

1. 保険料の改定

- 自然災害（風水災等）による保険金のお支払いが増加していること等を踏まえ、損害保険料率算出機構※¹が算出する参考純率※²が改定されました。
- また、地域間の水災リスクの違いによる保険料の公平化を図る観点などから、これまで全国一律としていた参考純率の水災料率について、市区町村別に5区分に細分化されました。※³
- これらの参考純率の改定および弊社における保険金のお支払い状況等を踏まえ、保険料の改定を行います。ご契約条件によって異なりますが、**自然災害リスクの増大により、沖縄県においては多くのケースで引上げとなります。**
- 弊社といたしましては、お客さまの保険料のご負担を極力抑えるために、これまでも諸経費の削減等に努めてきましたが、将来にわたり安定的に火災保険事業を継続し、県民の皆さまへあんしん・あんぜんを提供していくために、保険料の改定が必要な状況となっております。何卒ご理解賜りますよう、よろしく願い申し上げます。

沖縄県における台風被害について

- 沖縄県内でも、過去には以下のような大規模な台風被害を受けています。
- 特に2023年に襲来した台風6号では、過去最大の保険金支払いが発生しています。

	支払件数	支払保険金
2023年 台風6号	17,564件	132億6829万円
2018年 台風24号	11,543件	99億117万円
2012年 台風17号	9,966件	85億3004万円

出典：一般社団法人日本損害保険協会沖縄支部の資料をもとに作成
 (2024年3月31日時点、火災保険のみ)

沖縄県の水災等地区区分について

- 水災リスクに対する料率は、保険料が最も安いグループである「1等地」から最も高いグループである「5等地」までの5区分に細分化されます。
- 沖縄県の市町村は、1等地から3等地に区分されています。

	市町村
1等地	読谷村、伊江村、栗国村、多良間村
2等地	その他沖縄県内の全ての市区町村
3等地	金武町、西原町、渡嘉敷村

※¹ 損害保険料率算出機構は、損害保険業の健全な発展を図るとともに、お客さまの利益を保護することを目的として、「損害保険料率算出団体に関する法律」に基づき設立された中立機関です。
 ※² 参考純率とは、保険料のうち保険金のお支払いに充当する部分の保険料率について、保険会社が保険料設定の参考にできる料率として、損害保険料率算出機構が算出したものです。
 ※³ お住まいの市町村の水災リスクに関する詳細は、損害保険料率算出機構ホームページよりご確認ください。

過去の複数回の改定について

- ◇ 弊社火災保険においては、自然災害リスクの増大等により、直近で複数回の改定を実施しています。
- ◇ 保険期間が長期のご契約では、更新後のご契約において、今回の改定だけでなく過去の複数の保険料改定の影響を一度に受けることから、より大幅な保険料引上げとなる可能性があります。
- ◇ 保険料の引上げ幅はご契約条件によって異なりますので、詳細については取扱代理店または弊社までお問い合わせください。



ご契約条件の見直しによる保険料の節減について※1

◇ご契約条件を見直すことで保険料を節減することができます。

◇補償内容の縮小は万が一の事故の際のお客さまの自己負担額の増加に繋がるため、ご自身のリスクを踏まえ、現在の補償内容との違いを十分にご確認いただいた上で、ご検討くださいますようお願いいたします。

No.	項目	保険料節減策の具体例
1	罹災時諸費用補償特約（補償危険限定型）の見直し	事故時に臨時に発生する費用をお支払いする特約ですが、この特約を付帯しないことで保険料を抑えることができます。
2	約定付保割合の設定※2	約定付保割合を100%、80%、70%、60%、50%、40%、30%の中から設定することで保険料を抑えることができます。
3	免責金額の設定	免責金額（自己負担額）を設定することで保険料を抑えることができます。（5千円、1万円、3万円、5万円、10万円、20万円から選択）
4	補償プランの見直し	お客さまのご要望に合わせて補償プラン（エコノミー、スタンダード、ワイド）※3を見直すことで、保険料を抑えることができます。

※1 上記以外にも保険料の節減方法がございます。詳細につきましては、取扱代理店または弊社までお問い合わせください。

※2 約定付保割合とは、保険の対象の評価額に対してどの程度保険を付けるのかを決めた割合をいいます。

※3 補償リスクが火災、落雷、破裂・爆発リスクのみに限定されるプランもございます。詳細につきましては、取扱代理店または弊社までご確認ください。

2. その他の改定

No.	項目	概要										
1	建物の簡易評価基準の見直し	<ul style="list-style-type: none"> ●近年の物価水準等を勘案し、建物の保険金額を算出する際に使用している簡易評価基準※1の見直しを行います。 ●保険金額が建物の再取得価額より低く設定されている場合には、万が一の事故の際に、建物の復旧費用を保険金でまかなえない可能性があります。改定後の簡易評価基準を踏まえ、保険金額の見直しについてご検討ください。※2 <p>※1 建物を簡便に評価するため、弊社が標準的な目安として用いているものです。建設工事費デフレーターおよび建築着工統計調査等の政府統計を基に算出を行っております。</p> <p>※2 保険金額の見直し（引上げ）は保険料の引上げに繋がります。適宜、上記保険料節減策を合わせてご検討ください。</p>										
2	罹災時諸費用補償特約（補償危険限定型）の新設	<ul style="list-style-type: none"> ●火災、落雷、破裂・爆発または水災により損害保険金が支払われる場合に、保険の対象が損害を受けたために臨時に必要となる費用を補償する「罹災時諸費用補償特約（補償危険限定型）」を新設します。特に、台風等の風災事故の場合は、この特約のお支払い対象外となりますのでご注意ください。 ●特約の新設に伴い、現在販売している「罹災時諸費用補償特約」は販売停止となります。 <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th style="background-color: #cccccc;">＜現行＞ 罹災時諸費用補償特約</th> <th style="background-color: #92d050;">＜改定後＞ 罹災時諸費用補償特約 （補償危険限定型）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">火災・破裂・爆発</td> <td style="text-align: center;">○</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">風災・雪災・雹災</td> <td style="text-align: center;">×</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">水災</td> <td style="text-align: center;">○</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">その他の事故</td> <td style="text-align: center;">×</td> </tr> </tbody> </table>	＜現行＞ 罹災時諸費用補償特約	＜改定後＞ 罹災時諸費用補償特約 （補償危険限定型）	火災・破裂・爆発	○	風災・雪災・雹災	×	水災	○	その他の事故	×
＜現行＞ 罹災時諸費用補償特約	＜改定後＞ 罹災時諸費用補償特約 （補償危険限定型）											
火災・破裂・爆発	○											
風災・雪災・雹災	×											
水災	○											
その他の事故	×											
3	日常生活賠償責任特約の改定	<ul style="list-style-type: none"> ●「日常生活賠償責任特約」の補償対象に、①他人から預かった物・レンタル品の受託品等の管理財物を損壊したことによって被保険者が負担する損害賠償責任、②電車等を運行不能にした場合に被保険者が負担する損害賠償責任、③別居の未婚の子等（被保険者）の居住の用に供される住宅の所有・使用・管理に起因する事故による損害賠償責任を追加します。 										

※「DAY-GO! すまいの保険」は住宅生活総合保険のペットネームです。

※ このチラシは火災保険改定の概要を記載したものです。また、このチラシに記載した改定内容以外の改定もございます。詳細につきましては、取扱代理店または弊社までお問い合わせください。

この島の損保。

 **大同火災海上保険株式会社**

本店 〒900-8586 沖縄県那覇市久茂地1丁目12番1号

〈ホームページアドレス〉 <https://www.daidokasai.co.jp/>

〈お問い合わせ・ご相談〉 ☎ 0120-331-648（お客さま相談センター）

受付：平日 午前9時～午後5時（※土・日・祝日、12/31～1/3）

お問い合わせは